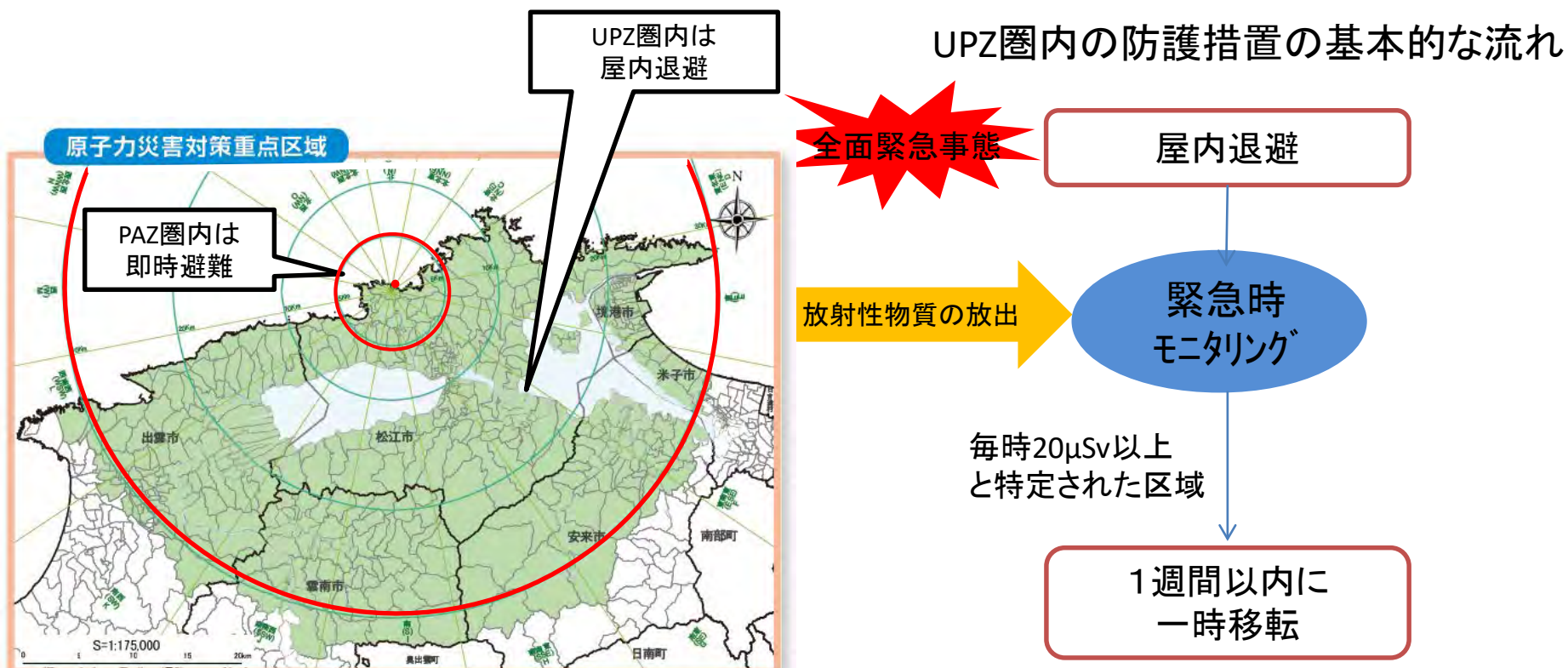


UPZ圏内における防護措置の考え方

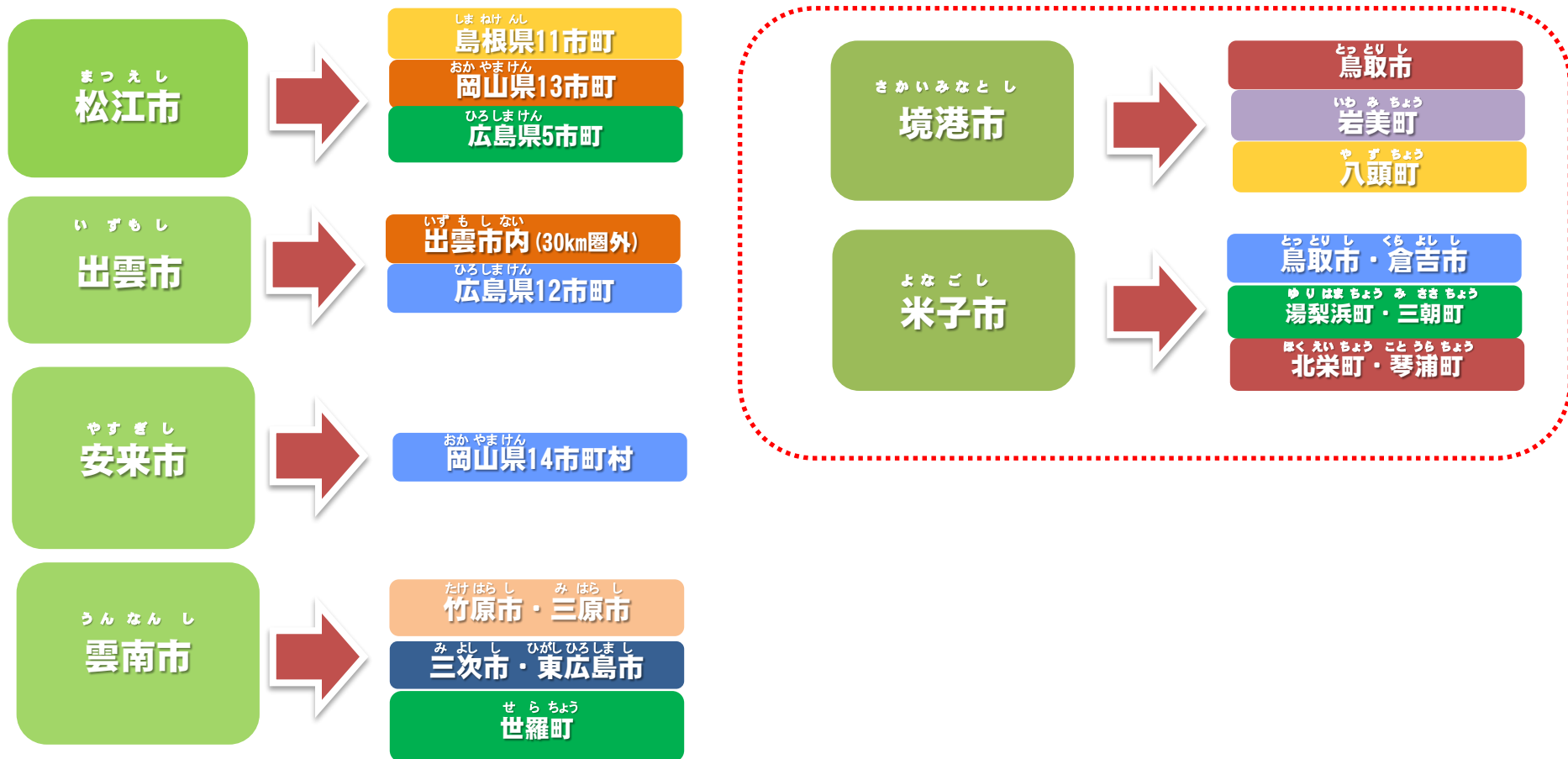
- ▶ 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ圏内における住民の即時避難開始とともに、UPZ圏内においては住民の屋内退避を開始する。
- ▶ 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- ▶ その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 以上となる区域を1日以内に特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により概ね1週間以内に一時移転を実施する。



※ 空間放射線量率が毎時 $500\mu\text{Sv}$ 以上となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

UPZ圏内住民の一時移転等

- 一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、島根県、鳥取県、各関係市町が、住民の安全と円滑な実施のため、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、スクリーニングの実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- UPZ圏内関係市町が作成した避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- なお、予定していた避難先の空間放射線量率が比較的高い場合や、何らかの理由で使用出来ない場合には、島根県、鳥取県は各関係市町と調整して、他の避難先を調整。



一時移転等に備えた関係者の対応

- 警戒事態で、**島根県、鳥取県、全ての各関係市町**は、災害対策本部を設置。
- 関係市町は、職員配置表に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- **島根県、鳥取県内のバス会社は、各県又は各関係市町の要請に備えて、バスの派遣準備を開始。**



オフサイトセンター
島根県原子力防災センター



島根県災害対策本部



さかいみなとし
境港市災害対策本部



よなごし
米子市災害対策本部



いずもし
出雲市災害対策本部



鳥取県災害対策本部



やすぎし
安来市災害対策本部



まつえし
松江市災害対策本部



うなんし
雲南市災害対策本部



- 島根県では、島根原発から半径5～10km圏にある医療機関、社会福祉施設（111施設463人）について、PAZ圏内と同様、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 何らかの事情で、予め選定した避難先施設が使用できない場合には、島根県が受入先を調整。

5～10km圏内施設と避難先

避難元施設			避難先施設		
番号	施設種別	入所定員	施設種別	所在地(施設数)	受入可能人数(人)
1	医療機関(病院・有床診療所) (?)	?			
2	有料老人ホーム(4)	116			
3	障害福祉サービス事業所(15)	372			
4	特別養護老人ホーム(6)	299			
5	介護老人保健施設(1)	100			
6	障害児通信支援施設(9)	100			
7	認知症対応型共同生活介護(12)	186			
8	通所介護施設(20)	409			
9	障害者支援施設(3)	130			
10	認知症対応型通所介護(7)	73			

5～10km圏内施設と避難先

避難元施設			避難先施設		
番号	施設種別	入所定員	施設種別	所在地(施設数)	受入可能人数(人)
11	小規模多機能型居宅介護(5)	125			
12	軽費老人ホーム(ケアハウス)(1)	50			
13	障がい者ケアホーム(2)	11			
14	特定施設(1)	61			
15	障害者ケアホーム・グループホーム(17)	99			
16	障害者グループホーム(4)	34			
17	母子生活支援施設(1)	20			
18	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(1)	20			
19	乳児院(1)	30			
20	介護老人保健施設(1)	50			
合計(111)		2,285	合計	施設	

- 国の原子力災害対策本部から、一時移転等の指示が出た地域で10～30km圏にある医療機関、社会福祉施設(227施設9,703人)については、島根県、鳥取県の調整により、避難先を確保。

10～30km圏内

施設区分		施設数	入所定員
島根県	医療機関(病院・有床診療所)	?	
	社会福祉施設	447	11,640
鳥取県	医療機関(病院・有床診療所)	?	
	社会福祉施設	146	1,877
合計			

受入先調整
(島根県・鳥取県
災害対策本部)

30km圏外

受入候補施設数	受入候補施設入所定員
不明	

医療機関・社会福祉施設の受入先確保のための調整スキーム

- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、県及び重点市町村は、医療機関、社会福祉施設の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施。

＜島根県災害対策本部＞
＜鳥取県災害対策本部＞

＜原子力災害対策本部／現地対策本部＞

受入先確保のための調整スキーム

OILに基づく
防護措置範囲の決定

いいかな？

医療機関、社会福祉施設等
の受入候補先選定

県災害対策本部が行う
医療機関、社会福祉施設
の受入先・移動手段確保の
支援

医療機関、社会福祉施設等
受入調整

医療機関、社会福祉施設の受入先・移動手段の確保

一時移転等実施指示(対象となる住民、関係機関への連絡)